

後期高齢者医療制度に関するお知らせ ～平成22年4月からの保険料について～

保険料率は、2年ごとに見直すことになっていますが、平成22年度及び23年度の保険料率は、これまでと同じ率に据え置きます。
 保険料の軽減は、これまでと同じように行います。

平成22年度・23年度

福井県の保険料率 = 均等割額43,700円 + 所得割率7.9%
 これまでと同じ保険料率です。

所得の少ない方

保険料の均等割額軽減の基準(世帯ごとに計算)

- 世帯内の被保険者全員が
年金収入80万円以下(その他の所得がない)の場合 → **9割軽減 年額 4,300円**
- 世帯の総所得金額等が
基礎控除額(33万円)を超えない場合 → **8.5割軽減 年額 6,555円**
- 世帯の総所得金額等が
基礎控除額(33万円)+24.5万円×
世帯に属する被保険者数
(被保険者である世帯主を除く)を超えない場合 → **5割軽減 年額 21,850円**
- 世帯の総所得金額等が
基礎控除額(33万円)+35万円×
世帯に属する被保険者数を超えない場合 → **2割軽減 年額 34,960円**

※「世帯の総所得金額等」とは、被保険者とその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額等の合算額をいいます。

保険料の所得割額軽減の基準(個人ごとに計算)

- 賦課のもととなる所得が58万円以下
(年金収入211万円以下)の場合 → **5割軽減**

社会保険等の被扶養者であった方

- 均等割額 → **9割軽減 年額 4,300円**
- 所得割額 → **かかりません**

※「社会保険等」とは、
 全国健康保険協会(協会けんぽ)や
 健康保険組合、共済組合などをいいます。
 (国民健康保険、国民健康保険組合は
 社会保険等には含まれません。)



- 平成22年度の正式な保険料額は7月以降に決定し、「保険料額決定通知書」が送付されます。
- 保険料を年金からお支払いいただいている方や納付書で窓口納付されている方は、**口座振替でのお支払いに変更することが出来ます。**口座振替に変更を希望される方は、最寄りの金融機関でお手続きください。(年金からのお支払いからの変更の場合、別途お住まいの市役所か町役場への申し出が必要です。)
- 世帯主などの口座振替に変更した場合、**その保険料を支払う方の社会保険料控除の対象となります**ので、世帯としての所得税と個人住民税の負担が少なくなる場合があります。



お問合せ先
福井県後期高齢者医療広域連合 TEL0776-54-6330 FAX0776-52-5720
 E-mail kkikr-fukui@wish.ocn.ne.jp URL <http://www.fukui-kouiki.or.jp>

